

平成29年度第5回 古賀市上下水道事業経営等審議会 会議録

日時：平成29年8月29日（火）9：30～10：40

場所：市役所 第2庁舎2階 中会議室

（開会）

1. 会長挨拶

会長 おはようございます。

ただいまから、古賀市上下水道事業経営等審議会の平成29年度第5回会議を開催いたします。本日、委員8名中全員出席でございますので、会議は成立となります。

前回までの会議で、4回審議してまいりまして、おおよその案がまとまって、今日は事務局の方で答申の素案を作られています。前回の会議録の確認後、素案について詳しくお話をし、今日で答申をまとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

下水道課長 付議事項に入ります前にご報告がございます。本来であれば事務局として建設産業部長が出席すべきところですが、本日から市議会が始まった関係で、今回欠席しておりますことをご報告いたします。

2. 付議事項

（1）第4回審議会の会議録について

会長 （1）第4回審議会の会議録について、すでに事務局から皆さんへ配布されておりますので、お読みいただいていると思ひます。読んでみてこれは、というところがあればお伺ひしたいと思ひます。あわせて、事務局の方から何か連絡はありますか。

下水道課長 承認いただければ、会議録としてホームページ等で公表したいと思ひます。

会長 何か委員の皆さんからご質問やご意見はないでしょうか。

委員 特にありません。

会長 それでは、特にご意見はございませんでしたので、前回の会議録については、承認されました。事務局で公表をお願いします。

（2）古賀市下水道事業経営等についての答申（案）について

会長 それでは、今日のメインでございます。資料5-2に古賀市下水道事業の経営のあり方について、という答申案が示されています。それに基づきまして、慎重に審議していきたいと思ひます。答申の言葉がどういう意図で書かれているのか、事務局から段落ごとに縷々ご説明いただひて、審議していきたいと思ひます。

では、事務局からお願いします。

下水道課長 資料5-2をご覧ください。答申案については、このようなフォーマットでまとめておりますのでご参照いただければと思ひます。資料5-3につきましては、答申案を項目ごとに記載しております。資料5-4についてです。

（P1）従前からお示ししておりました使用料で賄うべき経費、使用料対象経費と現行

使用料体系での収入の差として不足額がこれだけあるということと、今回の答申案において、どれくらい収入不足額が発生するのかということを示した表です。

(P2) こちらはそのイメージ図です。今回の答申案において、下水道使用料で賄えず不足がある分については、基準外繰入ということで一般会計からお世話になっているところです。右の答申案につきましては、使用料で賄うべき経費のうち単年度で約900万円強の不足額が生じます。ただし、これについては、使用料で賄うべき経費の資本費の歳出の創意工夫等によりこの幅を縮めていってくださいというのがご主旨であったと思います。結果的にこの緑の部分については、歳出の削減や新たな収入の確保により縮めていく部分でありまして、少し難しかったのですがこのように表現しております。

(P3) 県内の単独下水道事業を持っている他市との使用料の比較で、答申案に基づく改定を行った使用料がどこに位置するか、下から5つ目、青の斜線を引いたものになりますが、均等に改定率をかけた場合で示しております。20m³使用者の使用料を参考に2,990円としておりますが、これはあくまで改定率を均等にかけたものですので、20m³使った場合の使用料は改定後には2,990円になります、とは現時点では申し上げられません。全市の平均3,310円や総務省の基準である3,240円よりは、現段階での案では安価であるということです。

(P4) P3の方は単独下水道、各々の市で処理場を有する下水道との比較でしたが、こちらは、単独下水道や流域下水道を合わせた県内の市の中での位置づけを示しております。答申案に基づく使用料は2,990円とし、下から4分の1ほどの位置を想定しています。

続けてご説明します。資料5-2をご覧ください。

(答申書素案 読み上げ)

冒頭におきましては、独立採算でやっていかなければならないということ、一般会計からの繰入に依存している現状にあり、安定的な事業経営を行うためには使用料のあり方について検証しなければならないということで、諮問に対して答申しますという流れにいたしております。今回については、使用料の増額改定は必要である、ただし、不足額を回収することについては、使用者の負担増を考慮し、事業体、市としても努力を進めて年間約1,000万円を削減し、維持管理経費分100%資本費分98.8%回収すること、改定率は7.75%とするという答申です。前回会議において、委員の皆さんからも年間1,000万円を工事発注等において創意工夫で削減可能ではないかというご意見がありましたので、それを踏まえた答申案としております。2ページ目「改定率の判断にあたっては」で始まる段落では、先ほど資料5-4でも示させていただいたように、改定したとしても他市と比較して安価な状況ではあるので、使用者の理解は得られるのではないかと記載しております。次の段落では、中期試算でお示したもので、顧客については青柳・小竹地区が整備により増加していくことを見込んでいましたが、それに限らず下水道区域外、開発等が発生した場合には、こちらから迎え

に行くこと等により、使用者の分母を増やすといえますか、そのあたりについても検討を進めていってもらいたいというご意見を記載しております。次の段落では、今回の算定期間である平成31年度から33年度までご議論いただいたということで、その期間においての一般会計からの基準外繰入を減らすためには平成31年度冒頭から改定をした使用料体系であるべきであろうということをつけ加えましたことと、使用料は社会情勢に大きく左右される側面がございますので、検証が遅れば遅れるほど、改定率は大きくなっていきますので、ある一定の期間において維持、減少、増加も含め検証していくべきではないかというご意見もこちらに記載しております。最後に、結びの段落でございますが、今回の答申は、全体の使用料収入の増額率について検証していただいたもので、使用料体系、基本料金のあり方であるとか、どの階層の単価を上げるかというのは市の政策的な判断もありますので、その点については、市で適正に改定されることを望む、ということで結ばせていただきました。

大きくはこの流れで、前回会議を含め、審議会において委員の皆様から出していただいたご意見を、答申案としてまとめております。

会長 個別に気づかれた点、表現についてもおありでしょうから、一段落目から少しずつ意見を出してまいりましょうか。

下水道課長 個別にご説明して、最後に全体的な姿としてご意見をいただきまして、ほかにも、こういったことを入れてほしいというご意見があれば追加するという流れで、一旦ご説明します。本日、この答申案についてご議論いただいて、文言修正なり、表現の修正、追加、削除なりをしていただいて、成案としてまとめたいと考えております。今回この場で確認が可能なことについては、若干のお時間をいただいてここでご確認いただきたいと思っております。大規模に入れ替えるということになれば、時間を要しますので、修正後のものを皆様にお送りして持ち回りという形で確認をとって、成案としたいと考えております。極力この場で承認をとっていきたいと思っておりますが、至らない場合は、9月15日までに成案として固めたいと思っております。

資料5-3をご覧ください。

まず一区切り目、こちらは、先ほど読み上げました「記」に至るまでの文章になっております。いわゆる「汚水私費・雨水公費」の原則のもと使用者負担による独立採算を行っていくことが必要であり、そのための使用者負担のあり方を検証することが急務であるということで、今回の審議内容について、次のとおり答申するという枕詞といえますか、冒頭の言葉になっております。結びとつながっていくかもしれませんが、先ほど3年から4年のサイクルで見直していくことが必要であると触れており、それがこの区切りの下から5行目「安定的な事業運営を行うための使用者負担のあり方を検証することが急務である」とつながるように記載しています。

会長 それでは、資料5-3の上の段落から順にいきたいと思います。表現その他、言葉の使

い方で、小さいことでもお気づきになれば、お出しいただいて結構です。

委員 事前に読ませていただきまして、今回の答申の素案はすごくわかりやすく、ほぼこのままでいいのではないかなと思っています。言葉の使い方なのですが、5行目に「使用料で賄うべき経費」とあるのは、今まで使用してきた使用料対象経費と同じ意味かと思いますが、それでよろしいですか。

下水道課長 おっしゃるとおりです。

委員 そうなのであれば、「使用料で賄うべき経費」の後に「(使用料対象経費)」という言葉を追加されるとより分かりやすくなるのではないかと思います。いかがでしょうか。

下水道課長 会議で「使用料で賄うべき経費」と「使用料対象経費」を混ぜて使って参りました。今回の答申では「使用料で賄うべき経費」と書いておりますが、過去の審議の流れの中でどのことを言っているのか混乱することにもなりかねないため、皆様がよろしければ追加いたします。

会長 それでは、「使用料対象経費」という言葉を追加するという点でよろしいでしょうか。

委員 はい。

委員 それに関連して、資料5-4、P2の図の公費負担分、使用料で賄うべき経費というところに、一つ欄を追加していただいて、これ全体が污水处理費であるということも追記していただければ、より分かりやすくなると思います。

下水道課長 資料5-4はその旨で、この縦の欄全てが污水处理費ということで記載いたします。

委員 お願いします。最後の方に使用料体系の工夫ということで、私が思っていたこと全てを入れていただいていますので、ほかに意見はありません。

会長 全体的な表現については、よく記述されているように思います。ほかに何かございせんか。

委員 法人なので気になるところなのかもしれませんが、最後の段落の2行目「大口使用者の使用料の急激な増加」という表現が少し気にかかります。

下水道課長 標準家庭の20㎡使用の場合の使用料は、2,775円から約215円上がることをお示ししており、大口の使用者の方についても改定率としては7.75%ではあるものの、月額100万円の使用料を納めていただければ、増加額は大幅になります。10円の7.8%と100万円の7.8%は、金額でいえば大きな違いがありますので、改定率を各階層に均等にかけていくというのが本来の姿であると思いますが、どのような体系が望ましいかというのは、市で検証させていただきたいと思います。

委員 その点について、「急激な」という言葉は必要でしょうか。増加するまでは認めていまずけれども。

下水道課長 ここで言わんとするのは、さきほど申し上げたことですが、急激というのがふさわしくないということであれば削除いたします。

会長 急激に増加するのかと心配することにならないとも限りませんね。

委員 そうなるから調整しますよということだろうとは思いますが。

下水道課長 「大口使用者の使用料の増加など」といたしましょうか。

会長 「急激な」は削ってもいいように思いますね。

委員 そうですね。

下水道課長 それでは、削らせていただきます。

引き続き、前の説明と重なるところもあるかと思いますが、段落ごとにご説明します。P1の下の段落では、今回については、使用料の増額改定が必要であるということ結論に至りましたという言葉で結んでいます。

委員 結構です。

下水道課長 P2上の段落で「使用者の負担増の考慮」と言っているのは、維持管理費分100%資本費分100%回収で一気に改定するのではなく、後の話と重複するような形になりますが、定期的な見直しを行っていき、今回は100%の回収には至りませんが、今後の改定でしっかり収入を担保していくということをあわせて言っています。今回使用者負担の増も考慮に入れてやってもらいたいというご意見もあり、それをこちらに入れていきます。先ほどの資料でお示ししていましたが、現実的には試算では年間約900万円強の赤字になります。

下の段落では、資料5-4のP3~4でお示ししたとおりですが、安いからいいだろうという話ではないということは重々理解しております。市町村競争などと叫ばれていますが、使用料で賄うべき経費は、基本的には使用者負担で行っていくことを前提として、料金改定したとしても使用料の位置づけとして安価な方であるということで、市民の方の理解も得られるのではないかと考えております。

P3の上の段落について、試算では事業拡充をしていく青柳・小竹地区の接続家庭の増による使用料の増収見込をあげておりましたが、下水道事業計画区域外、例えば玄望園地区、今在家地区等の土地利用についてマスタープランにおいて言及されております。そういった地域の開発があったとしても、現在の下水道事業計画区域外にあたる部分、今在家地区が該当しますが、そのあたりについても検証を進めて顧客の増に向けて鋭意努力するということを記載しております。

中央の段落でございます。今回の答申は、平成31年度から平成33年度までの試算により算定したものですので、その期間においては、確実に改定後の使用料体系での収入が望まれるということです。見直しが遅れば遅れるほどその間の赤字補填については一般会計からの繰入に頼らざるを得ない、従前の状況から何も変わらないことになってしまいます。3~4年のサイクルで検証をするというのは、見直しが遅れることでも、一時期における大幅な負担増につながることでなりませんので、使用料の減額、増額も含めて、増額が必要であれば、その対応について検証すべきではないかということで記

載しております。一点気がかりなのが、「3～4年をサイクルとして使用料について検証されますよう」という箇所なのですが、現実的には、使用料に限らず検証することになろうかと思いますが、今回は使用料と記載しております。

下の段落では、使用料改定率について答申したものであり、使用料体系については、政策判断の上で、市で適正に改定されるよう望みますと結んでおります。

以上簡単ではございますが、趣旨をご説明いたしました。

委員 今のページの気がかりといわれた「3年から4年をサイクルとして使用料について検証」という箇所については、「使用料のあり方について」としてはいかがでしょうか。

会長 皆さんいかがですか。

委員 結構です。

下水道課長 一点確認させてください。先ほど「使用料対象経費」を追加するというご意見がありましたが、答申の中に同じ言葉が出てまいりますが、全て同じように表現させていただいてよろしいでしょうか。

委員 それがわかりやすいように思います。

会長 では、全てに使用料対象経費を追加してください。

委員 それに追加して、よろしいですか。会議で今までずっと「基準外繰入」という言葉で説明がありました。「使用料で賄うべき経費」の後の「一般会計からの繰入金に依存している」というのは、基準外繰入で補填しているということから、「繰入金」の後に「(基準外繰入)」を追加するなどしてはいかがでしょうか。

委員 確かにそうですね。

委員 表現が難しいかもしれませんが、どこかに「基準外繰入」という言葉を入れていただければと思います。

委員 「一般会計からの繰入金」を「一般会計からの基準外繰入金」とするのがいいように思います。

下水道課長 P1の上の段落5行目及び下の段落1行目の「一般会計からの繰入金」を「一般会計からの基準外繰入金」とするというのでよろしいでしょうか。

委員 はい。それがわかりやすいと思います。

委員 P3下の段落の「3年から4年をサイクルとして」という箇所で、何をもって検証するのかという基準が書かれていないため、「中期的な財政計画に基づいて」という言葉を加えた方がいいのではないかと思います。財政計画に基づいて、不足すれば値上げしなければならないということになると思いますので。

下水道課長 今のご意見は、「使用者負担の急激な変化を考慮し、中期的な財政計画に基づいて」とするというのでよろしいですか。

委員 「使用者負担の急激な変化等を考慮しながら、中期的な財政計画に基づいて、3年から

4年を」としたらわかりやすいのではないかなと思います。

下水道課長 承知しました。

事務局から案を出しておきながら申し訳ありませんが、一行目の「地方財政法」の後に法律の特定のため、法律番号を入れさせていただきたいと思います。

会長 そのほか、皆さんからなにかご意見はございませんか。

下水道課長 一旦、現時点での修正箇所を資料5-2において申し上げます。

(P1) 1行目、「地方財政法」の後に法律番号を追加。

5行目、「使用料で賄うべき経費」の後に「(使用料対象経費)」を追加、「一般会計からの繰入金」という表現を「一般会計からの基準外繰入金」に改める。

13行目、同じように「使用料で賄うべき経費」の後に「(使用料対象経費)」を追加、「一般会計からの繰入金」という表現を「一般会計からの基準外繰入金」に改める。

15行目、「使用料で賄うべき経費」の後に「(使用料対象経費)」を追加。

18行目、「使用料で賄うべき経費」の後に「(使用料対象経費)」を追加。

(P2) 下から5行目、「使用者負担の急激な変化を考慮し」を「使用者負担の急激な変化等を考慮しながら、中期的な財政計画に基づいて」に改める。

下から4行目、「使用料について検証」を「使用料のあり方について検証」に改める。

下から2行目「大口使用者の使用料の急激な増加」を「大口使用者の使用料の増加」に改める。

委員 結構です。

下水道課長 表現の統一について、「中期的な財政計画に基づいて」の件ですが、P1の5行目には「中期試算」という表現を使用しておりまして、どちらかに統一いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 元々使われている「中期試算」という表現に合わせていただいて構いません。こちらの方が簡潔ですから。

下水道課長 それでは、P2の下から5行目は「使用者負担の急激な変化等を考慮しながら、中期試算に基づいて」ということでよろしいでしょうか。

委員 構いません。

会長 ほかに、表現等でお気づきになった点はございませんか。

委員 P2の5行目に「使用者の増」とありますが、下水道課長が言われていた区域外のこと等の意図があるのであれば「区域拡大を図る」などとかっこ書きで入れてもいいのではないのでしょうか。

下水道課長 「新たな区域拡大による使用者の増」としてはいかがでしょうか。

委員 お任せします。

下水道課長 承知しました。

それでは、少しお時間をいただいて、現在までの訂正内容について、データを修正し、ご提示してよろしいでしょうか。

会長 それではしばらく休憩といたします。

【暫時休憩】（10分間）

会長 それでは、資料ができましたので、再開いたします。

下水道課長 お手元に本日のご意見を反映し、修正箇所を朱書きしたものをお配りしております。
（修正箇所読み上げ）

委員 いいと思います。

下水道課長 よろしければ、ここでご承認いただければと思います。

会長 今までの審議や発言に基づきまして答申案の修正版が参りました。皆さん、これによろしいですか。

委員 はい。

会長 それでは、委員全員の賛同を得たということで、市長には、この答申を出すということでいきたいと思います。

委員 よろしくをお願いします。

3. その他連絡事項

会長 事務局から、連絡事項はありますか。

下水道課長 今回ご承認いただいたものを成案とし、市長へ答申を行う日が9月15日となっております。当日は、9時からとしておりますが、8時50分に中会議室にご参集いただいて、A応接室にご案内します。答申終了後、水道課からの諮問も含め、1時間程度を予定しております。お忙しいかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

委員 答申書には、印鑑を押す必要はありますか。

下水道課長 審議会の公印がございませんので、会長にご署名いただければと考えております。

会長 承知しました。

委員 よろしくをお願いします。

委員 前回の答申の時は、委員の皆さんが署名して印鑑を押されていましてからね。

下水道課長 元々、諮問自体が会長になされたものですので、会長からの答申ということで、このようにいたしまして、末尾に委員の皆様のお名前を掲載しております。

会長 成案への署名はいつするのですか。

下水道課長 答申を渡す少し前にさせていただければと思います。

会長 わかりました。

下水道課管理係長 事務局から連絡をさせていただきます。

本日の報酬等につきましては、9月13日に口座に振り込み予定となっておりますの

で、ご確認をお願いいたします。

本日の会議録は、答申の前に送付をさせていただきます。

下水道課長 9月15日にこの会議室にお集まりいただいた際に、本日の会議録についてご確認をお願いできればと思っております。

会長 水道事業の方も資料は、事前に送っていただけますか。

水道課管理
係長 第6回会議の資料につきましては、9月15日の諮問の後にお配りしたいと考えております。

会長 9月15日金曜日は8時50分にこの会議室に集合です。

それでは、これで平成29年度第5回古賀市上下水道事業経営等審議会を終了いたします。お疲れさまでした。